

(平成19年度変更)

会津地域森林計画書

(会津森林計画区)

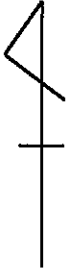
計画期間 自 平成19年 4月 1日
至 平成29年 3月31日

福 島 県

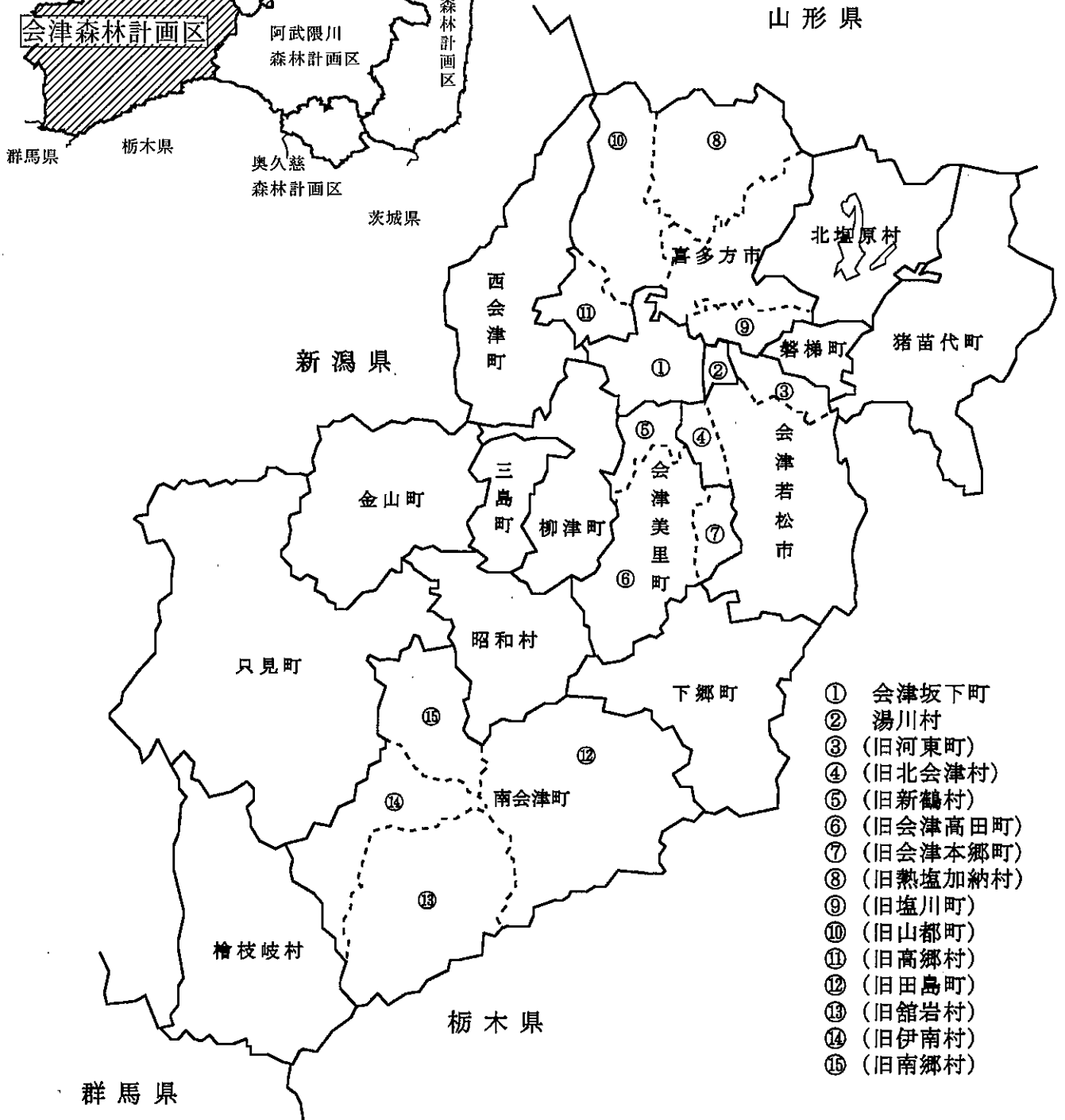
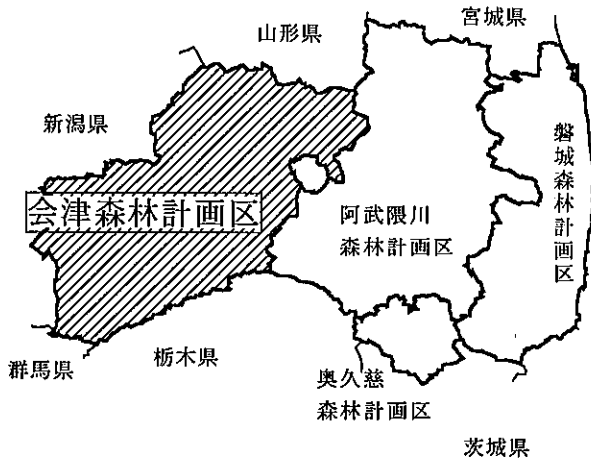
会津地域森林計画変更の主な理由等

- 1 林地開発行為完了等により、地域森林計画の対象とする森林の区域に変更が生じたため。
- 2 造林面積その他造林に関する事項について変更が生じたため。
- 3 特定保安林の整備に関する事項について要整備森林が追加となったため。

会津森林計画区的位置図



福島県の森林計画区



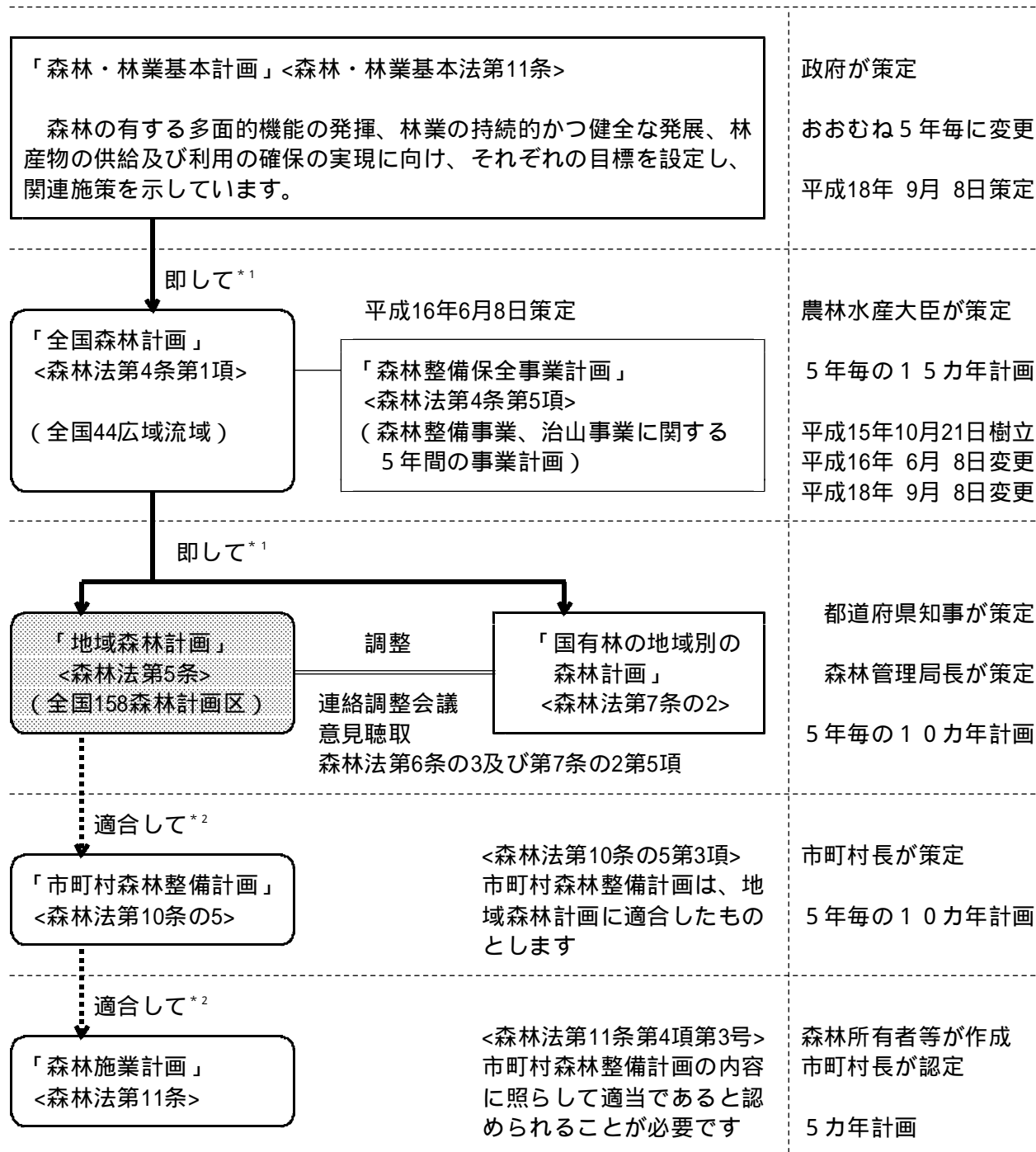
- ① 会津坂下町
- ② 湯川村
- ③ (旧河東町)
- ④ (旧北会津村)
- ⑤ (旧新鶴村)
- ⑥ (旧会津高田町)
- ⑦ (旧会津本郷町)
- ⑧ (旧熱塩加納村)
- ⑨ (旧塩川町)
- ⑩ (旧山都町)
- ⑪ (旧高郷村)
- ⑫ (旧田島町)
- ⑬ (旧館岩村)
- ⑭ (旧伊南村)
- ⑮ (旧南郷村)

森林計画制度について

森林は、一度荒廃すれば長期にわたりその機能が損なわれることから、総合的・長期的な視点に立ち、適切に管理・育成する必要があります。そのため、森林法に基づく森林計画制度が設けられています。また、森林の恵みは広域に及ぶ一方で、管理・育成は個々の森林の現況に応じ実施する必要があります。そのため、森林計画制度は、国・県・市町村・森林所有者等相互に整合を図る体系となっています。

地域森林計画とは

森林法第5条に基づき、知事が全国森林計画に即して、各森林計画区の民有林について5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、地域に応じた森林整備の目標等を明らかにするとともに、市町村森林整備計画において計画事項を定めるに当たっての指針となるものです。



* 1 即して : 基本的に一致しなければならない。

* 2 適合して : ある程度幅を持って判断する。

全国森林計画と地域森林計画の計画期間対応表

全国森林計画(計画期間15年)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成15年度樹立 全国森林計画 (平成16～30年度)																

地域森林計画(計画期間10年)

年 度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
平成18年度樹立 会津地域森林計画 (平成19～28年度)																

目 次

計画樹立に当たっての基本的考え方	1
地域の概要 - 自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付け -	1
計画事項	
1 計画の対象とする森林の区域	2
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	3
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	3
4 造林面積その他造林に関する事項	3
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	4
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	4
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	4
8 森林施業の合理化に関する事項	4
9 森林の土地の保全に関する事項	4
10 保安施設に関する事項	4
11 特定保安林の整備に関する事項	5
12 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項	5
13 その他必要な事項	5

別 表

別表 1	森林の有する機能別の森林の所在及び面積	8
別表 2	伐採立木材積	8
別表 3	人工造林及び天然更新別の造林面積	8
別表 4	開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	8
別表 5	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき 森林の地区	8
別表 6	計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の 種類別の所在及び面積等	8
別表 7	計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積	8
別表 8	治山事業の数量	8
別表 9	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	8

計画樹立に当たっての基本的考え方

平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

地域の概要 - 自然的、社会経済的背景と森林計画区的位置付け -

平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

計画事項

1 計画の対象とする森林の区域

地域森林計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林です。

森林計画図の縦覧場所は、福島県農林水産部森林計画グループ（計画区全域）、当該区域を管轄する県の農林事務所及び市町村（いずれも管轄区域のみ）となっています。

なお、本計画の対象森林は、森林法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可（保安林及び保安施設地区内の森林並びに海岸法の海岸保全区域内の森林を除く）及び同第10条の8第1項に基づく伐採及び伐採後の造林の届出（保安林及び保安施設地区内の森林を除く）の対象となります。

市町村別面積

単位 面積：h a

区 分		面 積	区 分		面 積	区 分		面 積	
会 津 農 林 事 務 所	会津若松市	15,034	会 津 農 林 事 務 所	猪苗代町	<u>15,464</u>	南 会 津 農 林 事 務 所	下郷町	<u>21,234</u>	
	(会津若松)	14,118		会津坂下町	<u>2,464</u>		会 津	檜枝岐村	1,849
	(河 東)	916		農 湯川村	-		津	只見町	20,951
	林 喜多方市	23,864		林 柳津町	11,685		農	南会津町	<u>55,855</u>
	事 (喜多方)	4,976		事 三島町	6,513		林	(田 島)	30,007
	務 (熱塩加納)	9,334		務 金山町	<u>9,928</u>		事	(館 岩)	<u>11,827</u>
	所 (塩 川)	755		所 昭和村	4,702		務	(伊 南)	4,863
	(山 都)	6,291		会津美里町	<u>19,050</u>		所	(南 郷)	9,158
	(高 郷)	2,508		(会津高田)	15,302		事務所計		<u>99,888</u>
	北塩原村	6,335		(会津本郷)	2,388		総 数		<u>238,712</u>
	西会津町	20,388		(新 鶴)	<u>1,360</u>				
	磐梯町	3,397		事務所計			<u>138,824</u>		

(注)四捨五入の関係で内訳と計は必ずしも一致しない。

以下、2、3については、平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

- 2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項
- 4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

造林樹種、造林の標準的な方法及び植栽によらなければ確実な更新が困難な森林については、2(2)の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び(2)の「造林面積」を踏まえ、次の事項に留意して市町村森林整備計画において各事項を定めるものとします。

ア 造林樹種に関する指針

平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

イ 造林の標準的な方法に関する指針

森林の確実な更新を図るため、地域の自然的条件とそれぞれの樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる範囲の本数を定めるものとし、そのような範囲内において、多様な森林の整備を図る観点から、多様な施業体系や生産目標を想定した幅広い植栽本数の定めが行われるよう留意するものとします。

また、複層林化や混交林化を図る場合の上木の伐採後の樹下植栽について、それぞれの地域において定着している複層林や混交林に係る施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、「人工林の植栽本数」に定めた植栽本数のうち、収量比数で「疎仕立て」に相当する本数に下層木以外の立木の伐採率(樹冠占有面積又は材積による率)を乗じた本数以上を植栽すべき旨を、市町村森林整備計画に記載するものとします。

なお、造林の標準的な方法は、造林を行う際の規範として市町村森林整備計画において定めますが、森林空間の利用や特定の動物の生息環境の維持などのため、標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業改良指導員又は市町村の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断する旨、市町村森林整備計画に記載されるよう留意するとともに、あらかじめそのような植栽本数を適用すべき森林の区域が特定できる場合には、当該区域に限って適用すべき旨を明らかにした上で植栽本数を定めるものとします。

(ア)、(イ)については、平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法の指針

a ~ dについては、平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

e その他

天然更新は早期に更新を図るものとし、更新補助作業が必要なものについては、補植等を行って適切な更新を確保するものとします。なお、林地全域もしくは一部（おおむね3割以上）に将来成木に成り得る更新木が草本類の背丈を超えて発生している状態、または、林地の全域に、近い将来（5年程度）草本類の背丈を超えるであろう更新木が発生している状態をもって、更新完了を判断するものとします。

ウ 伐採跡地の更新をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、人工造林を伴うものにおいては、伐採後原則として2年以内に更新するものとします。ただし、択伐による伐採の場合は、おおむね5年を超えない期間内に更新するものとします。

エ 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

ぼう芽更新に適した立木が存在しない森林や種子を供給する母樹が存在しない森林等であって、気候、地形、土地条件、周囲の森林の状況等により天然更新が期待できないものについては、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として市町村森林整備計画において定めるものとします。

(2) 人工造林、天然更新別の造林面積

平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

(3) その他造林に関する必要な事項

特になし

以下、5 ~ 10については、平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

- 5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項
- 8 森林施業の合理化に関する事項
- 9 森林の土地の保全に関する事項
- 10 保安施設に関する事項

1 1 特定保安林の整備に関する事項

(1) 要整備森林の所在及び面積

別紙のとおり

(2) 要整備森林について実施すべき造林、保育、伐採その他の施業の方法及び時期

別紙のとおり

(3) その他必要な事項

特になし

以下、1 2 ~ 1 3 については、平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

1 2 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

1 3 その他必要な事項

別 表

以下、別表1～9については平成18年度樹立地域森林計画書のとおり

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

別表2 伐採立木材積

別表3 人工造林及び天然更新別の造林面積

別表4 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

別表5 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

別表6 計画期間内において保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

別表7 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

別表8 治山事業の数量

別表9 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法